

滋賀県税条例の一部を改正する条例概要

1 改正理由

地方税法(昭和25年法律第226号)等の一部改正に伴い個人県民税、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税および自動車税について改正を行ったものです。

2 主な改正項目

(1) 不動産取得税

ア 住宅および土地の取得について、税率(本則4%)を3%とする特例措置を平成27年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条の2)

イ 宅地等の取得について、課税の対象となる額(固定資産評価額)を2分の1とする特例措置の適用期限を平成27年3月31日まで延長することとしました。(付則第9条の2関係)

(2) 自動車取得税

一定の排出ガス性能および燃費性能を備えた自動車の新車の取得に係る軽減措置(いわゆる「エコカー減税」)について、軽減の要件を最新の燃費基準に切り替え厳しくした上で、平成27年3月31日まで延長することとしました。(付則第10条の2の2関係)

参考：エコカー減税(乗用車の例)

電気自動車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル車等	非課税
★★★★かつ平成27年度燃費基準+20%達成ガソリン車	}
★★★★かつ平成27年度燃費基準+10%達成ガソリン車	
★★★★かつ平成27年度燃費基準達成ガソリン車	50%軽減
※ ★★★★★：平成17年排出ガス基準75%低減達成	

(3) 自動車税

排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、一方で新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置(いわゆる「自動車税のグリーン化」)について、軽減対象および重課対象の見直しを行った上で、平成26年3月31日まで延長することとしました。(付則第10条の3関係)

参考：自動車税のグリーン化(乗用車の例)

軽課：自動車取得税の非課税または75%軽減対象車	概ね50%軽減(新車登録の翌年度のみ)
(クリーンディーゼル車を除く)	
自動車取得税の50%軽減対象車	概ね25%軽減(新車登録の翌年度のみ)
重課：新車新規登録から13年(ディーゼル車は11年)を超えている車	概ね10%を重課(毎年)
※ 電気自動車、ハイブリッド車(ガソリン車のみ)等は重課の対象外	

(4) 軽油引取税

農林水産業、鉱物採掘事業等に使用する機械等に係る課税免除の特例措置について、特例利用率が極めて低く、かつ、1件当たりの免除額が経営規模に比して僅少なものを廃止した上で、平成27年3月31日まで延長することとしました。(付則第10条の2の6関係)

3 その他の改正項目

(1) 個人県民税

東日本大震災により所有する住宅に住めなくなった被災者が住宅の再取得等をした場合に、所得税の特例の適用を受けたときは、個人住民税についても新たに住宅ローン控除の対象とすることとしました。(付則第21条関係)

(2) 不動産取得税

ア 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年(本則6月)を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長することとしました。(付則第7条の4関係)

イ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長することとしました。(付則第7条の4関係)

ウ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成26年3月31日まで延長することとしました。(付則第8条関係)

エ 生前一括贈与により取得する農地等に係る徴収猶予措置について、徴収猶予を10年以上(貸付け時において65歳未満である場合には、20年以上)受けている者が、農業経営基盤強化促進法の規定に基づき農地等の貸付けを行ったときは、徴収猶予の継続を認めることとしました。(付則第9条の4関係)

オ 次に掲げる課税標準の特例措置等を廃止することとしました。

(ア) 都市再生特別措置法に規定する都市再生緊急整備地域または都市再生整備計画の区域内において取得する一定の新築家屋(住宅の用に供するものを除く。)に係る特例措置(付則第8条関係)

(イ) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う基盤整備事業に伴い日本貨物鉄道株式会社が取得する家屋に係る特例措置(付則第8条関係)

(ウ) 産業活力の再生および産業活動の革新に関する特別措置法に規定する認定中小企業承継事業計画に従って譲渡される不動産に係る税額の減額措置(付則第9条関係)

カ 東日本大震災における原子力発電所の事故に係る警戒区域内に所在していた家屋およびその敷地ならびに農用地の代替取得に係る不動産取得税の特例措置について、対象となる区域を警戒区域から総務大臣が指定する居住困難区域に改めることとしました。(付則第23条関係)

(3) 自動車取得税

ア 低公害車または低燃費車を中古で取得する場合の税率または価格の特例措置について、軽減の要件を最新の燃費基準に切り替え価格の特例措置に一本化した上で、平成27年3月31日まで延長することとしました。(付則第10条の2の2、付則第10条の2の4関係)

イ 一定のバリアフリー性能に優れた車両および一定の先進安全技術を備えたトラック等を平成27年3月31日までに新車で取得する場合等について、取得価額から一定額を控除する特例措置を講ずることとしました。(付則第10条の2の4関係)

ウ 警戒区域内に所在する自動車の代替自動車の取得に係る納税義務の免除措置について、対象となる区域を警戒区域から総務大臣が指定する自動車持出困難区域に改めることとしました。(付則第23条関係)

(4) 自動車税

警戒区域内に所在する自動車に対する特例措置および当該自動車の代替自動車に対する特例措置について、対象となる区域を警戒区域から自動車持出困難区域に改めることとしました。(付則第25条関係)

(5) その他

ア この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。ただし、ウの一部は福島復興再生特別措置法の施行の日またはこの条例の施行の日のいずれか遅い日から施行することとしました。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとしました。

ウ その他必要な規定の整備を行うこととしました。

滋賀県税条例 新旧対照表

旧	新
<p>付 則</p> <p>(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条および次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額(第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額ならびに租税特別措置法第10条(同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。))および第10条の2の2から第10条の6までおよび第10条の7(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。))第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による控除額ならびに震災特例法第10条の2および第10条の3の規定による控除額の合計額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>付 則</p> <p>(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)</p> <p>第5条の4 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(以下この条および次条において「居住年」という。))が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)において、第1号に掲げる金額と第2号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第3号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の5分の2に相当する金額(第3項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) アに掲げる金額とイに掲げる金額とを合計した金額からウに掲げる金額を控除した金額</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第25条の規定による免除額、所得税法第92条の規定による控除額ならびに租税特別措置法第10条(同法第10条の2の規定により読み替えて適用される場合を含む。))および第10条の2の2から第10条の6までおよび第10条の7(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号。以下「震災特例法」という。))第10条の4の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による控除額ならびに震災特例法第10条の2から第10条の3の2までの規定による控除額の合計額</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第7条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第39条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成24年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号および第39条の13第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成24年3月31日までの間に行われたときに限り、第39条の12第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第4項に規定する場合においては、4年）」と、第39条の13第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第4項に規定する場合においては、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 (略)

2～8 (略)

9 都市再生特別措置法第2条第3項に規定する都市再生緊急整備地域または同法第46条第1項に規定する都市再生整備計画の区域内において中高層耐火建築物（主要構造部を耐火構造とした建築物または建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の3イもしくはロのいずれかに該当する建築物で、地上階数（施行令附則第7条第13項に定めるところにより計算した地上階数をいう。）3以上を有するものをいう。）である住宅以外の用途で施行令附則第7条第14項に規定するものに供する家屋（当該家屋の敷地の用に供する土地の面積が500平方メートル以上であるものに限る。）が新築された場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、第2項から第4項または第6項の規定の適用がある場合を除き、当該取得が平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の価格の10分の1に相当する額を価格から控除する。

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第7条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第39条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第1号および第39条の13第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、第39条の12第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（土地の取得の日から3年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第4項に規定する場合においては、4年）」と、第39条の13第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（当該取得の日から3年以内に同条第1項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令附則第6条の17第4項に規定する場合においては、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 (略)

2～8 (略)

10 昭和62年4月1日において日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成10年法律第136号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団が所有していた土地の上に日本貨物鉄道株式会社が日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）第22条の規定により日本国有鉄道から承継した家屋（昭和62年3月31日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和61年法律第94号）第1条の規定による改正前の法第348条第2項第2号の規定の適用があつたものに限る。以下この項において「承継家屋」という。）を所有していた場合において、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律第13条第1項第3号の業務に基づき、日本貨物鉄道株式会社が平成24年3月31日までに当該承継家屋に対応する家屋を取得したときは、当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該承継家屋の固定資産課税台帳に登録された価格（当該承継家屋の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行規則附則第3条の2の15に規定する額）を価格から控除する。

11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成24年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

12 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第15項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

13 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第16項に規定するものもしくは漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第2条第3項に規定する漁業近代化資金で施行令附則第7条第17項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57

9 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成26年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成26年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,300万円」とする。

10 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令附則第7条第13項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

11 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金で施行令附則第7条第14項に規定するものもしくは漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号）第2条第3項に規定する漁業近代化資金で施行令附則第7条第15項に規定するものの貸付けまたは株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57

号) 別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けもしくは食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)第10条第1項の規定に基づく資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第18項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成25年3月31日までに行為されたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除する。

14 (略)

15 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第7条第19項に規定するものの新築を平成25年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第7条第19項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限り」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円(共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下「共同住宅等」という。))にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるものにつき1,200万円」とあるのは「当該取得が平成25年3月31日までに行為されたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第20項に規定するものにつき1,200万円」とする。

(住宅の取得および土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第8条の2 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間に住宅または土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第39条の3の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 前項に規定する住宅または土地の取得が第39条の12第1項もしくは第2項、第39条の16第1項または次条第1項もしくは第4項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用

号) 別表第1第8号もしくは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けもしくは食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成10年法律第59号)第10条第1項の規定に基づく資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化または合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第16項に規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成25年3月31日までに行為されたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合を乗じて得た額を価格から控除する。

12 (略)

13 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第7条第17項に規定するものの新築を平成25年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第7条第17項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限り」とあるのは「含む」と、「1戸につき1,200万円(共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅(以下「共同住宅等」という。))にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるものにつき1,200万円」とあるのは「当該取得が平成25年3月31日までに行為されたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第18項に規定するものにつき1,200万円」とする。

(住宅の取得および土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第8条の2 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間に住宅または土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第39条の3の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 前項に規定する住宅または土地の取得が第39条の12第1項もしくは第2項、第39条の16第1項または次条第1項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」

いられた税率」とする。

(不動産取得税の減額等)

第9条 (略)

2・3 (略)

4 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)

第39条の3第3項に規定する認定中小企業承継事業再生計画(当該計画に係る同法第39条の2第1項の規定による認定(同法第39条の3第1項の規定による変更の認定を含む。以下この項において同じ。))が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成24年3月31日までの間にされたものに限る。)に従つて事業の譲渡または資産の譲渡(当該計画に従つて行われる事業の譲渡と一体のものとして行われる資産の譲渡または当該計画に従つて行われる他の資産の譲渡と併せて一の事業の譲渡とみなすことができる資産の譲渡として施行規則附則第3条の2の20に規定するものに限る。)を受けた同法第39条の3第1項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が、当該譲渡に係る不動産で施行令附則第9条の2第1項に規定するものを取得し、かつ、当該不動産の取得の日から引き続き3年以上当該不動産を同条第2項に規定するところにより当該計画に係る事業の用に供したときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が当該計画に係る同法第39条の2第1項の規定による認定の日から1年以内に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から価格の6分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

5 前項の減額の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に同項の規定に該当することを証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 土地の所在、地番、地目および地積または家屋の所在、種類および床面積

(2) 不動産の取得年月日および用途

(3) 前項の認定を受けた者の氏名(法人にあつては、その名称および代表者の氏名)および当該認定を受けた年月日

(4) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

6 第39条の13から第39条の15までの規定は、第4項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予およびその取消しならびに当該不動産取得税に

とする。

(不動産取得税の減額等)

第9条 (略)

2・3 (略)

係る徴収金の還付について準用する。この場合において、第39条の13第1項中「土地の取得に対して」とあるのは「付則第9条第4項に規定する不動産（以下この条および第39条の15において「不動産」という。）の取得に対して」と、「前条第1項第1号または第2項第1号」とあるのは「同項」と、「同条第1項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から2年以内、同条第2項第1号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から1年以内」とあるのは「当該取得の日から3年以内」と、「当該土地」とあるのは「当該不動産」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第2項中「当該土地」とあるのは「当該不動産」と、「前条」とあるのは「付則第9条第4項」と、「次に掲げる事項」とあるのは「知事が必要と認める事項」と、「同条第1項第1号または第2項第1号の規定に該当すること」とあるのは「当該不動産が施行令附則第9条の3第1項に規定する不動産であること」と、第39条の14中「第39条の12第1項第1号または第2項第1号」とあるのは「付則第9条第4項」と、第39条の15第1項中「土地」とあるのは「不動産」と、「第39条の12第1項第1号または第2項第1号」とあるのは「付則第9条第4項」と、「これら」とあるのは「同項」と、同条第3項中「次に掲げる事項」とあるのは「知事が必要と認める事項」と読み替えるものとする。

6

7 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の3第1項に規定するものの用に供する土地の取得を平成25年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の4第1項に定める住宅に限る。以下この項および次項において「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第39条の2の4第2項に定めるものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の3第1項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するものの用に供する土地の取得を平成25年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平成25年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の4第1項に定める住宅に限る。以下この項および次項において「特例適用住宅」という。）1戸について（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第39条の2の4第2項に定めるものについて）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するものについて」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第9条の2 宅地評価土地(宅地および宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて決定されるものをいう。)をいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第39条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成24年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 (略)

3 平成18年4月1日から平成24年3月31日までの間において、第39条の2第9項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合、同条第11項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金もしくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第12項に規定する交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第39条の16第1項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合または付則第8条第1項に規定する交換によつて土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第39条の2第9項、第11項もしくは第12項、第39条の16第1項または付則第8条第1項の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち付則第9条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち付則第9条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第9条の4 租税特別措置法第70条の4第1項に規定する受贈者の同項に規定する農地、採草放牧地および準農地の取得に対して課する不動産取得税については、施行令で特別の定めをするものを除き、同項、同条第2項、第4項から第8項まで、第10項、第11項、第15項から第17項まで、第21項および第22項の規定の例によつてその徴

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第9条の2 宅地評価土地(宅地および宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて決定されるものをいう。)をいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第39条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成27年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 (略)

3 平成18年4月1日から平成27年3月31日までの間において、第39条の2第9項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合、同条第11項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金もしくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第12項に規定する交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第39条の16第1項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合または付則第8条第1項に規定する交換によつて土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に第1項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第39条の2第9項、第11項もしくは第12項、第39条の16第1項または付則第8条第1項の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち付則第9条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格2分の1に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち付則第9条の2第1項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の2分の1に相当する額を加算して得た額」とする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第9条の4 租税特別措置法第70条の4第1項に規定する受贈者の同項に規定する農地、採草放牧地および準農地の取得に対して課する不動産取得税については、施行令で特別の定めをするものを除き、同項、同条第2項、第4項から第8項まで、第10項、第11項、第15項から第17項まで、第21項および第22項ならびに第70条の4の2第

収を猶予する。

2～5 (略)

6 第1項の規定による不動産取得税の徴収の猶予があつた場合において、当該不動産取得税に係る農地、採草放牧地および準農地の贈与者または受贈者が死亡したとき（その死亡の日前に、同項の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第

1項、第2項、第4項、第7項、第8項（同条第4項および第7項に係る部分に限る。）、第9項および第10項（同法第70条の4第3項、第9項、第12項から第14項まで、第18項から第20項までおよび第23項から第38項までに係る部分を除く。）の規定の例によつてその徴収を猶予する。

2～5 (略)

6 第1項の規定によつてその例によることとされる租税特別措置法第70条の4の2第1項の規定の適用を受ける同項に規定する特定貸付農地等（以下この項および次項において「特定貸付農地等」という。）の貸付けに係る期限（当該期限の到来前に同項に規定する特定貸付け（以下この項および次項において「特定貸付け」という。）に係る同項に規定する賃借権等（以下この項および次項において「賃借権等」という。）の消滅があつた場合には、当該消滅の日。以下この項において「貸付期限」という。）が到来した場合において、同項の規定の適用を受ける同条第2項に規定する猶予適用者（以下この項および次項において「猶予適用者」という。）は、当該貸付期限から2月以内に、当該貸付期限が到来した特定貸付農地等について、新たな特定貸付けを行つている旨または当該猶予適用者の農業の用に供している旨その他の施行規則附則第4条第3項において読み替えて準用する財務省令で定める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該貸付期限が到来した特定貸付農地等のうち新たな特定貸付けを行つた部分については、新たな特定貸付けに係る賃借権等の設定はなかつたものとみなす。

7 第1項の規定によつてその例によることとされる租税特別措置法第70条の4の2第4項の承認を受けた猶予適用者は、同項の承認を受けた特定貸付農地等について新たな貸付けを行つた日または当該猶予適用者の農業の用に供した日から2月以内に、新たな特定貸付けを行つている旨または当該猶予適用者の農業の用に供している旨その他の施行規則附則第4条第3項において読み替えて準用する財務省令で定める事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。この場合において、当該承認を受けた特定貸付農地等のうち新たな特定貸付けを行つた部分については、新たな特定貸付けに係る賃借権等の設定はなかつたものと、農業経営は廃止していないものとみなす。

8 第1項の規定による不動産取得税の徴収の猶予があつた場合において、当該不動産取得税に係る農地、採草放牧地および準農地の贈与者または受贈者が死亡したとき（その死亡の日前に、同項の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第

70条の4第1項ただし書（同条第7項、第10項、第13項、第17項第2号、第19項または第22項第1号もしくは第5号の規定の適用があつた場合を含む。）の規定または法附則第12条第2項において準用する租税特別措置法第70条の4第29項もしくは第30項の規定の適用があつた場合を除く。）は、当該不動産取得税（第1項の規定によりその例によるものとされる同条第4項（同条第7項、第10項、第13項、第17項第2号、第19項または第22項第1号もしくは第5号の規定の適用があつた場合を含む。）の規定または第1項の規定によりその例によるものとされる同条第5項の規定の適用があつた部分の金額に相当する不動産取得税を除く。）に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

（自動車取得税の税率の特例）

第10条の2の2（略）

2 第8項第1号、第2号もしくは第3号イに掲げる軽油自動車または付則第10条の2の4第1項に規定する第1種省エネルギー自動車^{（注）}で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

70条の4第1項ただし書（同条第7項、第10項、第13項、第17項第2号、第19項もしくは第22項第1号もしくは第5号または同法第70条の4の2第7項（同条第8項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用があつた場合を含む。）の規定または法附則第12条第2項において準用する租税特別措置法第70条の4第29項もしくは第30項の規定の適用があつた場合を除く。）は、当該不動産取得税（第1項の規定によりその例によるものとされる同条第4項（同条第7項、第10項、第13項、第17項第2号、第19項もしくは第22項第1号もしくは第5号または同法第70条の4の2第7項の規定の適用があつた場合を含む。）の規定または第1項の規定によりその例によるものとされる同法第70条の4第5項の規定の適用があつた部分の金額に相当する不動産取得税を除く。）に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

（自動車取得税の税率の特例）

第10条の2の2（略）

2 次に掲げる自動車^{（注）}で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条の規定による登録または同法第59条の規定による検査（同条第1項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条および付則第10条の2の4において同じ。）を受けるとるものの取得（同条第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に4分の1を乗じて得た率とする。

（1）次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて施行規則附則第4条の4第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第4条の4第5項に規定するものをいう。付則第10条の2の4第1項から第3項までにおいて同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第4条の4第6項に規定するものをいう。次号および付則第10条の2の4第1項において同じ。）を除く。以下この条および付則第10条の2の4第1項において同じ。）

ア 乗用車または車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。以下この条ならびに付則第10条の2の4第1項および第7項において同じ。）が2.5トン以下のバスもしくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するもの

（ア） 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項および付則第10条の2の4第1項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第4条の4第8項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

（イ） 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

（ウ） エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第30条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条および付則第10条の2の4第1項において「エネルギー消費効率」という。）が施行規則附則第4条の4第9項に規定するエネルギー消費効率（第4項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの

（ア） 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

（イ） 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

（ウ） エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第3項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車を除く。以下この条および付則第10条の2の4第1項において同じ。）

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第4項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第4条の4第11項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成21年轻油軽中量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年轻油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第5項に規定するもの

(ア) 平成21年轻油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第6項に規定するもの

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきもの

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（法附則第12条の2の2第2項または前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。

(1) 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この条および付則第10条の2の4において「車両総重量」という。）が3.5トンを超える軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第8項において同じ。）のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第1項に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条および付則第10条の2の4第1項第1号において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第4条の5第2項に規定するもの（以下この号において「平成17年重量車排出ガス保安基準」という。）に適合すること。

として定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第14項に規定するもの（以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第7項に規定するもの

(ア) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（前項または付則第10条の2の4第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に2分の1を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車または車両総重量が2.5トン以下のバスもしくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第8項に規定するもの

イ 窒素酸化物または粒子状物質の排出量が平成17年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物または粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条および付則第10条の2の4において「エネルギー消費効率」という。）が施行規則附則第4条の5第3項に規定するエネルギー消費効率（以下この条および付則第10条の2の4において「基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。

(2) 付則第10条の2の4第2項に規定する第2種省エネルギー自動車

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第9項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ウ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第10項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 次に掲げる軽油自動車

ア 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第11項に規定するもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

4 電気自動車（電気を動力源とする自動車で施行規則附則第4条の5第4項に規定するものをいう。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第12項に規定するもの

(ア) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

ウ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第13項に規定するもの

(ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

エ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第14項に規定するもの

(ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

4 第2項（第1号アに係る部分に限る。）および前項（第1号アに係る部分に限る。）の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第4条の5第15項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（付則第10条の2の4第1項において、「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法として施行規則附則第4

5 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第4条の5第5項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率から100分の2.7を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の5第6項に規定するもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同条第7項に規定するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の5第8項に規定するもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第9項に規定するもの

6 充電機能付電力併用自動車（次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として

条の5第16項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第2項第1号ア（ウ）中「施行規則附則第4条の4第9項に規定するエネルギー消費効率（第4項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条および付則第10条の2の4第1項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110」とあるのは「基準エネルギー消費効率であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の138」と、前項第1号ア（ウ）中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。

用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第4条の5第10項に規定するものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率から100分の2.4を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて施行規則附則第4条の5第11項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第4条の5第12項に規定するものをいう。以下この項において同じ。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得(前2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率から100分の1.6(当該電力併用自動車バスまたはトラックである場合にあっては、100分の2.7)を控除した率とする。

(1) 車両総重量が3.5トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第13項に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の5第14項に規定するもの(以下この号において「平成17年電力併用軽量車基準」という。)に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上であること。

(2) 車両総重量が3.5トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の5第15項に規定するもの

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の5第16項に規定するもの（以下この号において「平成17年電力併用重量車基準」という。）に適合すること。

イ 窒素酸化物または粒子状物質の排出量が平成17年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物または粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車であつて初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得（前3項または付則第10条の2の4第1項もしくは第2項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成22年8月31日（第2号に掲げる自動車にあつては、平成23年8月31日）までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率から、第1号または第3号イに掲げる軽油自動車にあつては100分の1を、第2号に掲げる軽油自動車にあつては100分の2（当該取得が平成22年10月1日から平成23年8月31日までの間に行われた場合にあつては、100分の1）を、第3号アに掲げる軽油自動車にあつては100分の0.5をそれぞれ控除した率とする。

(1) 車両総重量が12トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の5第17項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第18項に規定するもの

(2) 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成22年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の5第19項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので同条第20項に規定するもの

(3) 車両総重量が3.5トン以下の軽油自動車のうち、次に掲げるもの

ア 乗車定員10人以下の乗用の軽油自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安

基準で施行規則附則第4条の5第21項に規定するもの（以下この号において「平成21年軽油軽量車基準」という。）に適合するもの

イ 車両総重量が2.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、平成21年軽油軽量車基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第4条の5第22項に規定するもの

(自動車取得税の課税標準の特例)

第10条の2の4

(自動車取得税の課税標準の特例)

第10条の2の4 次に掲げる自動車（以下この項において「第1種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

- (1) 電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）
- (2) 天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第4条の4第1項に規定するものをいう。）のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第4条の4第2項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第3項に規定するもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車
- (4) 次に掲げるガソリン自動車
 - ア 乗用車または車両総重量が2.5トン以下のバスもしくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第7項に規定するもの
 - (ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) 次のいずれかに該当するものであること。

a エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

b エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること（平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第4条の4第15項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車に限る。）。

イ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第10項に規定するもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(5) 次に掲げる軽油自動車

ア 乗用車のうち、平成21年輕油軽中量車基準に適合するもの

イ 車両総重量が3.5トンを超えるバスまたはトラックのうち、次のいずれにも該当するもので施行規則附則第4条の4第13項に規定するもの（電力併用自動車に限る。）

(ア) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物および粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物および粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

次に掲げる自動車（以下この項において「第1種省エネルギー自動車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種省エネルギー自動車の取得（付則第10

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第2種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の

条の2の2第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

(1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第4条の6第1項に規定するもの(以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。)の4分の1を超えないもので同条第2項に規定するもの

(2) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第4条の6第3項に規定するもの

2 次に掲げる自動車(以下この項において「第2種省エネルギー自動車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種省エネルギー自動車の取得(付則第10条の2の2第4項から第7項までまたは前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成24年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第4条の6第4項に規定するもの

(2) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバスまたはトラックのうち、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上で、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則附則第4条の6第5項に規定するもの

適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から30万円を控除して得た額」とする。

(1) 付則第10条の2の2第2項第1号(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げるガソリン自動車

(2) 付則第10条の2の2第2項第2号ウまたはエに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

3 次に掲げる自動車(以下この項において「第3種環境対応車」という。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1) 付則第10条の2の2第3項第1号(同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。)に掲げるガソリン自動車

(2) 付則第10条の2の2第3項第2号ウまたはエに掲げる軽油自動車(電力併用自動車に限る。)

4 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車(次項において「路線バス等」という。)のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降

口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則附則第4条の6第1項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項および第6項において「基本方針」という。）に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第8条第1項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項および第6項において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で施行規則附則第4条の6第2項に規定するものに適合するものであること。

5. 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の6第3項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円（乗車定員30人未満の付則第10条の2の4第5項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の6第4項に規定するものに適合するものであること。

6. 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第4条の6第5項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の

3 前2項の規定は、第48条第1項または法第123条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前2項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の6第6項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

適用については、当該取得が平成27年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 公共交通移動等円滑化基準で施行規則附則第4条の6第6項に規定するものに適合するものであること。

(3) 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造および設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

7 次に掲げるトラック（施行規則附則第4条の6第7項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日（第1号に掲げるトラックのうち車両総重量が22トンを超えるものおよび第2号に掲げるトラックにあつては、平成26年10月31日）までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1) 車両総重量が8トンを超えるトラック（施行規則附則第4条の6第8項に規定するけん引自動車および被けん引自動車を除く。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置に係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（次号において「制動装置保安基準」という。）で施行規則附則第4条の6第9項に規定するものに適合するもの

(2) 車両総重量が13トンを超えるトラック（施行規則附則第4条の6第8項に規定するけん引自動車に限る。）であつて、道路運送車両法第41条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で施行規則附則第4条の6第9項に規定するものに適合するもの

8 前各項の規定は、第48条第1項または法第123条の規定により提出される申告書または修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則附則第4条の6第10項に規定する事項の記載がある場合に限り、適用する。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 平成24年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

(略)	
海上保安庁	航路標識法(昭和24年法律第99号)第2条の規定により設置し、および管理する航路標識の電源の用途
電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第5号に規定する電気通信事業者で施行規則附則第4条の7第1項に規定するもの	電気通信事業法第2条第2号に規定する電気通信設備(以下この表において「電気通信設備」という。)で施行規則附則第4条の7第2項に規定するものの電源の用途(通常電力の供給が断たれた場合または同条第3項に規定する場合の用途に限る。以下この表において同じ。)
警察の用に供する電気通信設備を設置し、および管理する者	警察の用に供する電気通信設備の電源の用途
放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹放送事業者または同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者	放送法第2条第1号に規定する放送の用に供する施設で施行規則附則第4条の7第4項に規定するものの電源の用途
自衛隊の使用する機械を管理する者	自衛隊の使用する通信の用に供する機械、自動車(道路運送車両法第4条の規定により登録を受けている自動車ならびに自衛隊法(昭和29年法律第165号)第114条第1項の規定により道路運送車両法の規定が適用さ

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 平成27年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

(略)	
海上保安庁	航路標識法(昭和24年法律第99号)第2条の規定により設置し、および管理する航路標識の電源の用途
警察の用に供する電気通信設備を設置し、および管理する者	警察の用に供する電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第2条第2号に規定する電気通信設備(以下この表において「電気通信設備」という。)の電源の用途(通常電力の供給が絶たれた場合その他施行規則附則第4条の7第1項に規定する場合の用途に限る。以下この表において同じ。)
自衛隊の使用する機械を管理する者	自衛隊の使用する通信の用に供する機械、自動車(道路運送車両法第4条の規定により登録を受けている自動車ならびに自衛隊法(昭和29年法律第165号)第114条第1項の規定により道路運送車両法の規定が適用さ

	れない自動車と同条第3項の規定により番号および標識を付されたものを除く。) その他これらに類する機械で施行規則附則第4条の7第5項に規定するものの電源または動力源の用途
(略)	
農業または林業を営む者、委託を受けて農作業を行う者で施行規則附則第4条の7第6項に規定するもの、農地の造成または改良を主たる業務とする者および素材生産業を営む者で同条第7項に規定するもの	農業、林業または農地の造成もしくは改良の業務の用に供する機械で次に掲げるものの動力源の用途 ア 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械および畜産用機械 イ 製材機、集材機、積込機および可搬式チップ製造機
陶磁器製造業を営む者	陶磁器の製造工程における焼成および乾燥の用途
建設用粘土製品製造業を営む者	建設用粘土製品(粘土かわらおよび陶管に限る。)の製造工程における焼成および乾燥の用途
(略)	
生コンクリート製造業を営む者	生コンクリート製造業を営む者(製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。)の事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
鉄鋼業を営む者	ペレット、連続鑄造鋼片、条鋼、鋼板、鋼管、鋼管継手、鋼線、鋳鋼および鍛鋼の製造工程における熱処理、焼鈍、加熱および乾燥の用途
(略)	
とび・土工工事業で施行規則附則第4条の7第8項に規定するものを営む者	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削または運搬のために使用する建設機械(カタピラを有しないものまたは道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものを除く。)の動力源の用途
(略)	

	れない自動車と同条第3項の規定により番号および標識を付されたものを除く。) その他これらに類する機械で施行規則附則第4条の7第2項に規定するものの電源または動力源の用途
(略)	
農業または林業を営む者、委託を受けて農作業を行う者で施行規則附則第4条の7第3項に規定するもの、農地の造成または改良を主たる業務とする者および素材生産業を営む者で同条第4項に規定するもの	農業、林業または農地の造成もしくは改良の業務の用に供する機械で次に掲げるものの動力源の用途 ア 動力耕うん機その他の耕うん整地用機械、栽培管理用機械、収穫調整用機械、植物繊維用機械および畜産用機械 イ 製材機、集材機、積込機および可搬式チップ製造機
陶磁器製造業を営む者	陶磁器の製造工程における焼成および乾燥の用途
(略)	
生コンクリート製造業を営む者	生コンクリート製造業を営む者(製造した生コンクリートを事業場外において自ら運搬するものを除く。)の事業場内において専ら骨材の積卸しのために使用するフォークリフトその他これに類する機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
(略)	
とび・土工工事業で施行規則附則第4条の7第5項に規定するものを営む者	とび・土工・コンクリート工事の工事現場において専らくい打ち、くい抜き、掘削または運搬のために使用する建設機械(カタピラを有しないものまたは道路運送車両法第4条の規定により登録を受けているものを除く。)の動力源の用途
(略)	

航空運送サービス業で施行規則附則第4条の7第9項に規定するものを営む者	空港法（昭和31年法律第80号）第4条第1項各号に掲げる空港、同法第5条第1項に規定する地方管理空港その他の公共の飛行場で施行規則附則第4条の7第10項に規定するものにおいて専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸しもしくは運搬または航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
(略)	
木材加工業で施行規則附則第4条の7第11項に規定するものを営む者	木材加工業で施行規則附則第4条の7第11項に規定するものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
木材市場業で施行規則附則第4条の7第12項に規定するものを営む者	木材市場業で施行規則附則第4条の7第12項に規定するものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
たい肥製造業で施行規則附則第4条の7第13項に規定するものを営む者	たい肥製造業で施行規則附則第4条の7第13項に規定するものを営む者の事業場内において、専らたい肥の製造工程において使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）またはたい肥もしくはその原材料の積卸しもしくは運搬のために使用する機械の動力源の用途
自動車教習所業で施行規則附則第4条の7第14項に規定するものを営む者	自動車教習所業で施行規則附則第4条の7第14項に規定するものを営む者の道路交通法第99条第1項の規定により指定を受けた同法第98条第1項に規定する自動車教習所において自動車の運転に関する技能の教習のために使用する教習指導員もしくは技能検定員が危険を防止するために応急の措置を講ずることができる装

航空運送サービス業で施行規則附則第4条の7第6項に規定するものを営む者	空港法（昭和31年法律第80号）第4条第1項各号に掲げる空港、同法第5条第1項に規定する地方管理空港その他の公共の飛行場で施行規則附則第4条の7第7項に規定するものにおいて専ら航空機への旅客の乗降、航空貨物の積卸しもしくは運搬または航空機の整備のために使用するパッセンジャーステップ、ベルトローダー、高所作業車その他これらに類する作業用機械で、道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているもの以外のものの動力源の用途
(略)	
木材加工業で施行規則附則第4条の7第8項に規定するものを営む者	木材加工業で施行規則附則第4条の7第8項に規定するものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
木材市場業で施行規則附則第4条の7第9項に規定するものを営む者	木材市場業で施行規則附則第4条の7第9項に規定するものを営む者の事業場内において専ら木材の積卸しのために使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
たい肥製造業で施行規則附則第4条の7第10項に規定するものを営む者	たい肥製造業で施行規則附則第4条の7第10項に規定するものを営む者の事業場内において、専らたい肥の製造工程において使用する機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）またはたい肥もしくはその原材料の積卸しもしくは運搬のために使用する機械の動力源の用途

	置または無線指導装置を備えた機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途
索道事業を営む者	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第32条の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）または雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途
ゴルフ場業を営む者	ゴルフ場において専ら当該ゴルフ場の整備のために使用する芝生を刈り込むための装置を備えた機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）、刈り込んだ芝生を回収するための装置を備えた機械または芝生の育成管理用の土もしくは砂を散布する装置を備えた機械の動力源の用途

2・3 (略)

(自動車税の税率の特例)

第10条の3 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第2項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第3項に規定するものおよびメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第4項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第3項に規定するものならびにバス（一般乗合用のものに限る。）および被けん引自動車を除く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第61条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

索道事業を営む者	鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第32条の規定による許可を受けて索道事業を営む者のスキー場において専ら当該スキー場の整備のために使用する積雪を圧縮するための特殊な構造を有する装置を備えた機械（道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。以下この項において同じ。）または雪を製造するための装置を備えた機械の動力源の用途

2・3 (略)

(自動車税の税率の特例)

第10条の3 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。以下この条において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。以下この条において同じ。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第5条第2項に規定するもの、メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項に規定するものおよびガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて施行規則附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。第3項において同じ。）ならびにバス（一般乗合用のものに限る。）および被けん引自動車を除

(1) ガソリンまたは液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成11年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成13年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

(略)

2 (略)

3 次に掲げる自動車に対する第61条第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成24年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) (略)

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号および次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するもの（以下この号および次項において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同条第2項に規定するもの

く。）に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第61条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) ガソリンまたは液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成13年3月31日までに初めて道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録（以下この条において「新車新規登録」という。）を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過する日の属する年度

(2) 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成15年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過する日の属する年度

(略)

2 (略)

3 次に掲げる自動車に対する第61条第1項および第2項の規定の適用については、当該自動車が平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成23年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成24年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) (略)

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量（以下この号および次項において「車両総重量」という。）が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上または公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項および次項において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則附則第5条の2第1項に規定するもの（以下この号において「平成17年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので同条第2項に規定するもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの（以下この号および次項において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第4項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて施行規則附則第5条の2第5項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条の2第6項に規定するものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので同条第7項に規定するものをいう。）

(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が施行規則附則第5条の2第8項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので同条第10項に規定するもの

(略)

4 次に掲げる自動車に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成21年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成22年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第3項に規定するもの（以下この号において「平成17年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第4項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第5条の2第5項に規定するものをいう。次項において同じ。）

(4) エネルギーの使用の合理化に関する法律第80条第1号に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が施行規則附則第5条の2第6項に規定するエネルギー消費効率（次項において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて平成22年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第6項において「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則附則第5条の2第7項に規定するもの（以下この条において「平成17年窒素酸化物排出許容限度」という。）の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第8項に規定するもの

(略)

4 次に掲げる自動車に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、前項の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) (略)

(2) 次に掲げる天然ガス自動車

ア 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス軽量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの

イ 車両総重量が3.5トンを超える天然ガス自動車のうち、平成17年天然ガス重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので施行規則附則第5条の2第12項に規定するもの

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第13項に規定するもの

5 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第14項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては、平成22年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(1) (略)

(2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第5条の2第9項に規定するもの（以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので同条第10項に規定するもの

(3) 充電機能付電力併用自動車

(4) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項および第6項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第11項に規定するもの

5 エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第12項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成26年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

(略)

- 6 前3項の規定の適用がある場合における第61条の2の規定の適用については、第2項の規定を準用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例)

第21条 (略)

(略)

- 6 第4項(第4号に係る部分に限る。)および前項の規定は、平成27年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として施行規則附則第5条の2第13項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であつて、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として同条第14項に規定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているものについて準用する。この場合において、第4項第4号中「基準エネルギー消費効率であつて平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項および第6項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の110」とあるのは「前項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138」と、前項中「平成27年度基準エネルギー消費効率」とあるのは「第3項第4号に規定する平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の125を乗じて得た数値」と読み替えるものとする。
- 7 第3項、第4項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)または第5項(前項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定の適用がある場合における第61条の2の規定の適用については、第2項の規定を準用する。

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第21条 (略)

- 2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき震災特例法第13条第3項もしくは第4項または第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における付則第5条の4および第5条の4の2の規定の適用については、付則第5条の4第1項第1号中「または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成7年法律第11号)第16条第1項から第3項まで」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成7年法律第11号)第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成23年法律第29号)第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第5項まで」と、「住宅借入金等の金額」とあるのは「住宅借入金等の金額(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項または第4項の規定の適用を受ける者の有する平成23年から平成25年までの居住年に係る同条第5項第1号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。)」と、「当該金額」とあるのは「当該住宅借入金等の金額」と、「これらの規

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 (略)

2～3 (略)

4 警戒区域設定指示(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項または第20条第3項の規定により内閣総理大臣または原子力災害対策本部長(同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。)が市町村長に対して行った法附則第55条の2第1項第1号に掲げる指示をいう。以下同じ。)が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域(警戒区域設定指示の対象区域をいう。以下同じ。)内に所在した家屋(以下この項において「対象区域内家屋」という。)の同日における施行令附則第31条第3項に規定する者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下この項および次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月(代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年)を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合(当該割合が1を超える場合は、1)を乗じて得た額を価格から控除する。

定」とあるのは「租税特別措置法第41条第2項もしくは第41条の2、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第5項までの規定」と、「計算した同項」とあるのは「計算した租税特別措置法第41条第1項」と、付則第5条の4の2第1項第1号中「または阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項まで」とあるのは、「阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第16条第1項から第3項までまたは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項もしくは第4項もしくは第13条の2第1項から第5項まで」とする。

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 (略)

2～3 (略)

4 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故(以下単に「原子力発電所の事故」という。)に関して原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項または第5項の規定により原子力災害対策本部長(同法第17条第1項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下同じ。)が市町村長または都道府県知事に対して行った法附則第55条の2第1項第1号に掲げる指示の対象区域(原子力発電所の事故に関して同法第20条第3項または第5項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長または都道府県知事に対して行った指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。次条第1項において「避難指示区域」という。)のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下「居住困難区域」という。)内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所在した家屋(以下この項において「対象区域内家屋」という。)の同日における施行令附則第31条第3項に規定する者が、当該対象区域内家屋に代わるものと知事が認める家屋(以下この項および次項において「代替家屋」という。)の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月(代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年)を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代

- 5 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における施行令附則第31条第4項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。
- 6 警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在していた農用地（以下この項において「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の施行令附則第31条第6項に規定する者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該警戒区域設定指示が解除された日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

（東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等）

第23条 警戒区域設定指示区域内の第42条第1項の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該警戒区域設定指示区域内に係る警戒区域設定指示が行われた日における施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車（以下この項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項各号に掲げる自動車で施行令附則第32条第2項に規定するもの（以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。）に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車

替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

- 5 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在した家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における施行令附則第31条第4項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。
- 6 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた農用地（以下この項において「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の施行令附則第31条第6項に規定する者が、当該対象区域内農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して3月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

（東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等）

第23条 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下「自動車持出困難区域」という。）内の第42条第1項の自動車（以下「対象区域内自動車」という。）の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車（以下

取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2・3 (略)

(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に係る自動車税の納税義務の免除等)

第25条 施行令附則第32条第4項に規定する者が、付則第23条第1項の規定の適用を受けることとなった場合においては、同項に規定する他の自動車(第59条に規定する自動車に限る。)に対する平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2・3 (略)

4 対象区域内自動車(第59条に規定する自動車に限る。)が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車は、同条の規定の適用については、当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日以後同条に規定する自動車でなかつたものとみなす。

この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項各号に掲げる自動車で施行令附則第32条第2項に規定するもの(以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成26年3月31日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2・3 (略)

(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車に係る自動車税の納税義務の免除等)

第25条 施行令附則第32条第4項に規定する者が、付則第23条第1項の規定の適用を受けることとなった場合においては、同項に規定する他の自動車(第59条に規定する自動車に限る。)に対する平成24年度分および平成25年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2・3 (略)

4 対象区域内自動車(第59条に規定する自動車に限る。)が対象区域内用途廃止等自動車に該当することとなった場合には、当該対象区域内自動車は、同条の規定の適用については、当該対象区域内自動車に係る自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同条に規定する自動車でなかつたものとみなす。